

# Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

## 核兵器・核実験モニター

522  
17/6/15

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907

e-mail office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

### 核兵器禁止 条約交渉

## 第2会期に向け議長草案 核保有国参加の「2つの道筋」を想定

核兵器禁止条約を交渉する国連会議の第2会期を前に、エレイン・ホワイト議長(コスタリカ大使)による条約草案が5月22日、公表された。核兵器のいかなる使用もその非人道性にかんがみ国際法違反と宣言し、包括的な禁止規定により核兵器そのものを違法化する草案は、3月会期で広く合意された事項を概ねカバーしている。ただ、「使用の威嚇」を明示的に禁止していないなど問題点もある。6月15日にニューヨークで再開される交渉会議では、この草案をたたき台として、条約の成案確定に向けた討議が繰り上げられる。

条約草案の暫定訳を資料1として3～5ページに示す。草案は15パラグラフの前文、全21箇条の本体、そして保障措置に関する3箇条の附属書からなる。

草案公表時の説明(書面が公開されている<sup>1</sup>)。以下これを〈説明〉と言う)でホワイト議長は、3月会期の議論を通じ浮かび上がった以下の原則に基づいて起草したと述べた:①補完性(既存の諸条約を強化・補完し、不拡散体制とりわけNPTを弱体化させない)、②補強性(既存の不拡散規範を逃れる抜け穴を作らない)、③簡潔・非差別的(明確で強力な禁止)、④将来への基礎(長期運用に堪える柔軟なものに。核保有国の将来の加入に向けた道筋や枠組みを示す)。〈説明〉ではまた、草案が、コンセンサス形成の基礎として、3月会期で参加国の見解が一致した部分をまとめたものだとした。

前文ではまず、核兵器使用による壊滅的な人道上の結末と「ヒバクシャ」・核実験被害者の苦しみに言及し、核兵器が二度と使用されない努力が必要との認識を示している。その上で、武力紛争の手段が無制限ではないといった国際人道法の諸原則に立脚すれば、核兵器のいかなる使用も国際法・国際人道法上、違法だと宣言している。続いて、国連憲章の目的と原則など既存の国

際法上の原則が掲げられ、さらに、「厳格かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に追求し」「かつ完結させる」というNPT第6条や96年ICJ勧告にうたわれた義務が確認されている。そしてNPT、CTBT、非核兵器地帯条約という既存の法的文書に言及して、条約がこれらを補完ないし強化するものであることを示唆している。さらに、国連や国際赤十字と並んで、核廃絶へのNGOや「ヒバクシャ」の努力にも言及された。

### 「使用の威嚇」など明文で禁止せず

本体では、1条で禁止事項が規定されている。いずれも3月会期で幅広い合意があった事項といえる。「核兵器その他の核爆発装置」「実験的

#### 今号の内容

#### 「核禁止条約」議長草案を読む

[資料]草案暫定訳/第2会期日程

#### [資料]条約案に関するAPLNの声明

#### NPT準備委の議論から

[資料]ロシア発言(抜粋訳)

#### 軍事研究で学会会議が声明

[資料]声明全文 中山正敏(九州大学名誉教授)

7月1日は休みます。次号は7月15日合併号です。

爆発又は他の核爆発」という文言など、NPTやCTBTと同様の用語法が使われており、前文でこれら条約の重要性をうたっていることとも呼応する。

「実験」については、3月会期では議論が分かれたが、草案では禁止対象に含まれている。ただ、禁止を求める声のあったコンピューター・シミュレーションや未臨界実験など爆発を伴わない実験は対象から外されている。同じく議論のあった「使用の威嚇」と「融資」も、草案では明示的に禁止されていない。3月会期で多くの発言者が禁止対象に挙げた「通過」も含まれなかった。

議長は〈説明〉で、3月に議論された中で、引き続き議論を要すると考えられる重要事項のいくつかは、あえて草案では触れずにおき、交渉会議の6-7月会期で先入観なしに議論が続けられるようにした旨を述べている。「使用の威嚇」などの除外にはそうした考慮が働いたと思われる。

核被害者の権利保障や環境回復といった、いわゆる積極的義務は6条に規定された。同義務に関し、3月会期では条約違反に対する通報者の保護や教育・啓発も挙げたが、含まれなかった。

## 早期発効を重視した「制度的取り決め」

草案の7条以降は、いわゆる制度的取り決めに関する規定が並んでいる。

9条は、発効1年後、それ以後は原則2年ごとに締約国会議を開催すると規定する。5年後以降は運用検討会議の召集も可能になっている。締約国会議では、核兵器計画の廃棄のための規定（追加議定書を含む）など「核軍縮に関する更なる効果的措置」も検討できる。また、非締約国や国際機関、NGOなどがオブザーバー参加できる。

13条は、締約国に対し、条約普遍化に向けて非締約国に加盟を奨励することを促している。

一方、発効要件国数は40か国（16条1項）と少なく、早期の発効が目指されていることが窺えるが、議論を呼ぶ可能性がある。留保は認めないとされた（17条）。

## 核保有国、核依存国を受け入れる準備

草案には検証規定も盛り込まれた。締約国には、自らが核兵器を持っているか申告をし（2条1項）<sup>2</sup>、IAEA保障措置を受け入れる（3条、附属書）義務が課されている。〈説明〉は、検証の水準はNPTにおける非核兵器国のものと同等になるよう設計したとしている。禁止条約に否定的な国々からの「条約はNPTを損なう」との批判に配慮し、NPTの特に不拡散体制を損なわないよう手当てしたとも見える。草案はまた、4条で、国が自らの保有核兵器を廃棄した上で条約に加盟する際の検証方法を規定している。この規定の作成に当たっては、同様の過程を経てNPTに加盟

した南アフリカのケースが参考にされた。

この4条と次の5条を、議長は「核活動を保有する国が（条約に）参加できる2つの道筋」と呼んだ。禁止を完全廃棄につなげるとの国連決議71/258のマンデートや3月会期の議論を受けて起草されたという。〈説明〉によると5条は、核兵器を廃棄すると決定した保有国が、禁止条約の締約国会議ないし再検討会議の場で自国の核兵器廃棄計画を交渉・合意し、議定書として禁止条約に附属させることができる旨を定める規定だ（以下、これを「5条プロセス」と呼ぼう）。

〈説明〉は5条に関連して、締約国会議などでの議定書の追加を可能にする設計を「枠組みアプローチ」と呼び、「こうしたアプローチによって本条約は柔軟性を備え、核軍縮のための確かな枠組みたりえると共に、締約国が条約の機能を発展させられるようにすることで将来にも対応できる」とその効用を述べている。

ピースデポが「核軍縮枠組み条約」を提案した<sup>3</sup>主目的の1つは、核兵器の法的禁止が実現した世界において核保有国による核軍縮措置の強化を担保することにあった。議長草案は同様な趣旨で5条プロセスを盛り込んだと考えられる。「禁止」を「廃絶」につなげるためには、禁止条約にそうした趣旨の何らかの条項が含まれる必要があり、その点で5条の意義はよく理解できる。ただ、保有国が5条プロセスを選ぶよう説得する力は、5条自身からではなく、もっと大きな状況から生まれなければならぬ。

草案で「使用の威嚇」が禁止事項から除かれたのは、核抑止依存国を含む「条約に否定的な国々が、将来加盟する余地を残す配慮とみられる」<sup>4</sup>との分析もある。第2会期ではこの点や前記の5条プロセスも含めた議論が深まり、条約普遍化への手掛かりが少しでも得られることを期待したい。

第2会期最初の7日間の暫定日程表（5ページ資料2）によると、会議ではまず条約草案に関する一般的意見交換が行われ、続いて草案を内容ごとに5クラスターに分けて条文の検討が行われる。そして23日午後に翌週以降の日程を決めるとされている。NGOの発言枠としては、初日の午後と各クラスターの最後に15分ずつが確保されている<sup>5</sup>。

日本政府は、条約草案公表後の岸田外相の発言<sup>6</sup>からしても、交渉会議第2会期に参加はしないだろう。そのような政府に対し、日本の市民としては、条約成立後に条約への加盟を迫っていくしかない。日本は核抑止依存政策をそのままにして、核兵器そのものを違法とする条約の締約国にはなれないと言える。私たちは「核兵器の違法化」の歴史的意義に立脚して、唯一の被爆国である日本の政策を変える世論と行動を広げてゆくことが求められる。（荒井摂子、田巻一彦）

注

- 1 交渉会議公式サイトで閲覧可能。[www.un.org/disarmament/ptnw/president.html](http://www.un.org/disarmament/ptnw/president.html)
- 2 2条1項と4条1項の「2001年12月5日」という日付は、START-I条約(94年12月5日発効)リスボン議定書に基づき旧ソ連のベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンから核兵器が撤去された日を指す。
- 3 本誌513号(17年2月1日)など参照。

- 4 「朝日新聞」17年5月24日。
- 5 3月会期最終日の議長発言、およびリーチング・クリティカル・ウィルからの情報による。
- 6 17年5月26日の定例記者会見で、「先ほど申し上げました(交渉参加を抑えるという)対応を続けることになる」などと述べている。外務省ウェブサイト参照。[www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4\\_000506.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000506.html)

## [資料] 核兵器禁止条約・議長草案

### A/CONF.229/2017/CRP.1

核兵器を禁止し完全廃棄に導く法的拘束力のある文書を交渉する国連会議  
2017年5月22日

### 核兵器の禁止に関する条約案 (会議議長により提出)

この条約の締約国は、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の帰結を、及びその結果として、核兵器がいかなる場合にも決して再び使用されないことを確保するためにあらゆる努力を払う必要があることを深く憂慮し、

核兵器の壊滅的な帰結が、国境を越え、人間の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料の安全および将来世代の健康に重大な影響を与えること、並びに母性の健康に対し及び女子に対し電離放射線が不均衡な影響を及ぼすことを認識し、

核兵器の使用の被害者(ヒバクシャ)の苦しみ並びに核兵器の実験により影響を受けた者の苦しみに留意し、

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、並びに戦闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意を払う規則(自然環境に対してそのような損害を与え、それにより住民の健康又は生存を害すること目的とする又は害することが予測される戦闘の方法及び手段の使用の禁止を含む。)に立脚して、

核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反するであろうことを宣言し、

文民及び戦闘員は、この条約がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸

原則の支配の下に置かれることを再確認し、

国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを決意し、

核兵器の禁止は包括的な核軍縮に向けた重要な貢献となるであろうことに留意し、

諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去することを容易にするため、核軍縮のさらなる効果的措置を達成する緊急の必要を強調し、

この目的に向けて行動することを決意し、

また、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に向けての効果的な前進を達成する目的をもって行動することを決意し、

嚴重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に追求しかつ完結させる義務が存在することを確認し、

国際的な核不拡散体制の要石としての核兵器の不拡散に関する条約のもつ決定的な重要性、核軍縮及び不拡散体制の中核的要素としての包括的核実験禁止条約のもつ不可欠な重要性、並びに核不拡散体制の強化に向け、核軍縮の目標を実現するための非核兵器地帯を設置する条約の貢献を再確認し、

核兵器の全面的な除去の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際連合、赤十字国際委員会、多数の非政府機関及びヒバクシャが行っている努力を認識し、

次のとおり協定した。

### 第1条(一般的義務)

1. 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a) 核兵器その他の核爆発装置を開発し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、保有し又は貯蔵すること。

(b) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいずれかの者に対して直接又は間接に移譲すること。

(c) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理を直接又は間接に受領すること。

(d) 核兵器を使用すること。

(e) 核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施すること。

(f) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、いかなる様態によるかを問わず、援助し、奨励し又は勧誘すること。

(g) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者から、いかなる様態によるかを問わず、いずれかの援助を求めること又は援助を受けること。

2. 締約国は、自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にあるいかなる場所においても、次のことを行わないことを約束する。

(a) 核兵器その他の核爆発装置を配置し、設置し又は配備すること。

(b) 核兵器の実験的爆発又は他の核爆発。

### 第2条(申告)

1. 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後30日以内に、国際連合事務総長に対して申告を行うものとし、当該申告において、2001年12月5日後に、自国が核兵器その他の核爆発装置を製造し、保有し又はそれ以外の方法で取得したか否かを申告する。

2. 国際連合事務総長は、前項における受領したすべての申告を締約国に対して送付する。

### 第3条(保障措置)

締約国は、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、この条約の附属書に規定される保障措置を受諾することを約束する。

### 第4条(自国の核兵器を除去した国についての措置)

1. 2001年12月5日の後に核兵器その他の核爆発装置を製造し、保有し又はそれ以外の方法で取得した締約国であって、自国につきこの条約の効力が



生ずる以前に核兵器その他の核爆発装置をすべて除去した国は、自国の核物質および核施設の在庫の完全性を検証することを目的として国際原子力機関と協力することを約束する。

2. 締約国による別段の合意がある場合を除き、この条によって必要とされる検証のための取極は、締約国と国際原子力機関との間の協定において締結されるものとする。その協定の交渉は、第2条に規定される申告の提出の180日以内に開始しなければならない。その協定は、交渉開始の日の後18箇月以内に効力を生ずるものとする。
3. この条の規定によって必要とされる検証を行うことを目的として、国際原子力機関は、核兵器計画に係る場所又は施設への完全なアクセスが認められ、また、機関は、訪問することを希望するその他の場所又は施設について、事情に応じて、アクセスを求める権利を有する。

#### 第5条(第4条の対象となっていない事態についての措置)

核軍縮に関する更なる効果的措置(厳重かつ効果的な国際管理の下における残存する核兵器計画についての、検証を伴いかつ不可逆的な除去のための規定を含む。)の提案は、締約国会議又は検討会議において検討することができる。この提案は、この条約の追加の議定書の形式をとることができる。会議に出席するすべての国は、このような検討に完全に参加することができる。締約国会議又は検討会議は、追加の議定書を合意することができる。追加の議定書は、この条の定めるところにより、採択され、この条約に附属する。

#### 第6条(援助)

1. 締約国は、可能な場合には、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在する核兵器の使用又は実験により影響を受けた者について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助(医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。)を適切に提供し、並びにこれらの者が社会的及び経済的に包容されるようにする。
2. 締約国は、核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に係る活動の結果として汚染された自国の管轄又は管理の下にある地域に関して、汚染された地域の環境上の回復に向けた援助を要請し及び受ける権利を有する。
3. このような援助は、特に、国際連合及

びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関若しくは非政府機関を通じて又は二国間で提供することができる。

#### 第7条(国内の実施措置)

1. 締約国は、自国の憲法上の手続に従い、この条約に基づく自国の義務を履行するために必要な措置をとる。
2. 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他の措置(罰則を設けることを含む。)をとる。

#### 第8条(国際協力)

1. 締約国は、この条約の義務の履行を促進するために他の締約国と協力する。
2. 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、援助を求め及び受ける権利を有する。

#### 第9条(締約国会議)

1. 締約国は、次の事項を含むこの条約の適用又は実施に関する問題並びに核軍縮のための効果的な措置の更なる調整について検討するため及び必要な場合には決定を行うために定期的に会合する。
  - (a) この条約の運用及び締結状況
  - (b) この条約の義務の履行に関する締約国による報告
  - (c) この条約の第2条に従って提出される申告から生じる問題
  - (d)\* 核兵器計画についての検証を伴いかつ不可逆的な除去のための規定(この条約の追加の議定書を含む。)など核軍縮に関する更なる効果的措置
2. 第一回締約国会議については、この条約が効力を生じた後一年以内に国際連合事務総長が招集する。更なる締約国会議は、締約国による別段の合意がある場合を除き、2年毎に、同事務総長が招集する。
3. この条約の効力発生の5年後、締約国会議は、条約の前文の目的及び条約の規定(核軍縮のための効果的な措置に関する交渉についての規定を含む。)が実現しつつあることを確認するため、この条約の運用を検討する会議を招集することを決定することができる。
4. 締約国会議及び検討会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会及び関連する非

政府機関を、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。

#### 第10条(費用)

1. 締約国会議及び検討会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会議に参加するこの条約の締約国でない国が負担する。
2. 第2条の規定により国際連合事務総長が要する費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従って締約国が負担する。

#### 第11条(改正)

1. 締約国会議又は検討会議において、この条約の改正のための提案を検討することができる。締約国会議又は検討会議は、この会議に出席し、かつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択された改正につき合意することができる。
2. その改正は、締約国の過半数の改正の批准書が寄託された時に、その批准書を寄託した各締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の時に効力を生ずる。

#### 第12条(紛争の解決)

1. この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉又は当該関係締約国が選択するその他の平和的手段(締約国会議に提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託することを含む。)によって紛争を速やかに解決するため、協議する。
2. 締約国会議は、適当と認める手段(あっせんを提供すること、関係締約国に対して当該関係締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に従って解決するための期限を勧告することを含む。)により、紛争の解決に貢献することができる。

#### 第13条(普遍性)

締約国は、すべての国によるこの条約への参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。

#### 第14条(署名)

この条約は、その効力が生ずるに先立ち署名のためすべての国に開放される。

## 第15条(批准)

この条約は、署名国によって批准されなければならない。

## 第16条(効力発生)

1. この条約は、40番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後90日で効力を生ずる。
2. 40番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後90日で効力を生ずる。

## 第17条(留保)

この条約の各条の規定については、留保を付することができない。

## 第18条(有効期間)

1. この条約の有効期間は、無期限とする。
2. 締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し三箇月前にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。
3. 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後3箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該3箇月の期間

の満了の時に於いて、1949年8月12日の戦争犠牲者の保護のためのジュネーブ諸条約の共通第2条に規定される事態(同諸条約の第1追加議定書第1条4に規定される事態を含む。)に巻き込まれている場合には、当該締約国は、武力紛争又は占領の終了の時までこの条約の義務及びこれに附属する議定書の義務に引き続き拘束される。

## 第19条(他の協定との関係)

この条約は、核兵器の不拡散に関する条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を与えるものではない。

## 第20条(寄託者)

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

## 第21条(正文)

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

## 附属書(保障措置)

1. 第3条の規定によって必要とされる保障措置の手続は、原料物質又は特殊核分裂性物質につき、それが主要な原子力施設において生産され、処理され若しくは使用されているか又は主要な原子力施設の外にあるかを問わず、遵守しなければならない。第3条の規定によって必要とされる保障措置は、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につ

き、適用される。

2. 前項で規定する協定は、核兵器の不拡散に関する条約に関連して必要とされる協定 (INFCIRC/153 (corrected)) であるか、核兵器の不拡散に関する条約に関連して必要とされる協定 (INFCIRC/153 (corrected)) とその範囲及び効果において同一のものとする。締約国は、この条約が自国について効力が発生した日の後18箇月以内にこの協定が自国について効力を有することを確保するため適当な措置をとる。
3. 締約国は、平和的目的のため、原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、次の国に供給しないことを約束する。
  - (a) 核兵器の不拡散に関する条約の締約国である非核兵器国(但し、同条約第3条1の規定によって必要とされる保障措置が適用される場合を除く。)
  - (b) その他の国(但し、このような物質又は設備が、適用可能な国際原子力機関との保障措置協定の対象となる場合、及び専ら平和的目的のために使用される場合を除く。)

(緊急暫定訳: 山田寿則。ただし9条1項(d)(※)のみピースデボ仮訳)

編集部注: 訳者の了解を得て以下より転載しました。 [https://nuclearabolitionjpn.files.wordpress.com/2017/05/20170522\\_ban\\_treaty\\_draft\\_enjp.pdf](https://nuclearabolitionjpn.files.wordpress.com/2017/05/20170522_ban_treaty_draft_enjp.pdf)

## [資料2] 暫定日程表(6月15~23日)

A/CONF.229/2017/3/Add.1, 2017年4月5日

(2017年3月31日に会議の実質的会期にて留意された。)

|                   | 午前10時~午後1時                                                                                         | 午後3時~6時                                              |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 2017年<br>6月15日(木) | 議題9. 2016年12月23日付け総会決議71/258の第8節に基づく、核兵器を禁止し全面廃棄に導く法的拘束力のある文書についての交渉<br>議長による草案提示<br>草案に関する一般的意見交換 | 議題9. [以下略](続き)<br><br>草案に関する一般的意見交換(続き)<br>非政府組織の発言  |
| 6月16日(金)          | 議題9. 草案に関する一般的意見交換(続き)                                                                             | 協議                                                   |
| 6月19日(月)          | 議題9. 草案の通読審議: クラスター1(前文)                                                                           | 議題9. 草案の通読審議: クラスター2(積極的義務)                          |
| 6月20日(火)          | 議題9. 草案の通読審議: クラスター3(中核的禁止事項: 効果的な法的措置、法的条項及び規範)                                                   | 議題9. 草案の通読審議: クラスター3(中核的禁止事項: 効果的な法的措置、法的条項及び規範)(続き) |
| 6月21日(水)          | 議題9. 草案の通読審議: クラスター4(履行及び制度的取り決め)                                                                  | 議題9. 草案の通読審議: クラスター5(普遍性及び最終条項)                      |
| 6月22日(木)          | 協議(続き)                                                                                             | 協議(続き)                                               |
| 6月23日(金)          | 協議(続き)                                                                                             | 議題9.<br>議題5. 会議の残り日程の作業構成                            |

注記: 会議では1つのクラスターの審議が完了すれば、議長は直ちに次のクラスターに移る。したがって時間帯はすべて暫定的なものであり、各代表団は必要な準備をしておくこと。

(訳: ピースデボ)



下記に署名した私たちAPLNのメンバーは、核兵器禁止条約の交渉の任務を課された国連会議の議長が提出した、核兵器禁止条約案(A/CONF.229/2017/CRP.1、2017年5月22日)を歓迎します。私たちは、条約案が、これまでに発明された中で最も無差別で非人道的な兵器を禁止するための長期間にわたる運動の中で、重要な一里塚であると考えています。人道主義の原則に根差した条約案のテキストは、最終的な核兵器廃絶に向けた大きな一歩として、核兵器の取得、開発、生産、製造、保有、実験、移転、国外配置と使用を明確に禁止するための、交渉を妥結させる上での適切なたたき台になります。

核兵器が存在し、とりわけ今日のよういまだに大量に存在している限り、意図的であれ、偶発的であれ、ならず者あるいはテロリストの活動によるものであれ、核戦争の危険が常に存在します。核兵器禁止条約の交渉は、核軍縮の進展が停滞していることや、核兵器国が、核軍縮交渉を行いつつ完結させるというNPT下の義務を真摯に受け止めていないことに対して、大多数の国が抱いている強い懸念の結果であります。

核兵器国とその同盟国(残念ながらアジア太平洋地域の数か国も含まれています)が禁止条約交渉に参加していないという事実により、核兵器国の姿勢に対する懸念は一層強まっています。交渉に参加すれば、核兵器国は、自国の立場を説明し、核軍縮義務を果

たす意思や考慮したい実際上の懸念をを表明し、条約の条項に影響を及ぼす機会を得ることができます。NPTに非加盟の核兵器保有国は、交渉に参加することで、核兵器の不拡散、不使用、実験禁止といった核兵器に関する国際的規範を支持し、そしてNPT上の核兵器国の軍縮義務と類似した軍縮の義務を受け入れるという意味を、示す機会を得ることができます。

不参加の諸理由を挙げる中で、核兵器国は、核兵器禁止条約は非現実的であり、実践的で段階的な軍縮への努力を損ない、NPTを損なうと主張しています。私たちは、このような主張を受け入れません。

- 今日の状況下では、期限付きの核軍備撤廃の誓約は非現実的かもしれませんが、条約案ではそのようなことを提案してはなりません(条約案5条を参照)。むしろ核保有国は、同条約の下で、締約国会議に核軍備撤廃の計画を提出することができます。どのようなプロセスや時間枠を計画するかは決定は、計画を提出する各国に任せられています。
- 禁止条約が実践的で段階的な核軍縮への努力を損なうという主張は、核保有国が、そのような段階的な努力を何ら実行しておらず、また議論すらしていないという事実により、説得力がありません。私たちは核保有国がこうした段階的な取り組みに関する交渉を一日も早く開始し、目に見える成果につなげるよう求めます。

- 禁止条約は、NPTを損なうことはありません。NPT締約国の約3分の2が禁止条約交渉に参加しています。対立を生じさせているのは、交渉をボイコットしている少数のNPT締約国です。禁止条約は、NPTを損なうどころか、締約国が半世紀近くにわたり達成に力を尽くしてきた、NPTの諸目的を推し進める上での助けになります。

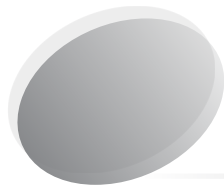
核兵器国は、NPTが、核兵器国に核軍縮を誠実に交渉する義務を課しているということを忘れてしまっているようです。核兵器禁止条約は、核兵器を非合法化することにより、核兵器と通常兵器の間の規範上の境界線を再確認し、核兵器が永遠に存在するという考えに打撃を与えます。同条約は、核兵器国に、新たな核兵器システムの計画と「近代化」計画を考え直させ、核兵器をどのように削減し廃棄できるかについて真摯に考え始めさせるものでなければなりません。

このような理由で、私たちは、全ての国が核兵器禁止条約の目的を支持することを求めます。条約に最初から参加できる国はそうすべきであり、現在核兵器を持っている国は、条約案の第5条で求められている、核軍縮のためのさらなる効果的な措置の提案の作成を開始すべきです。

(訳：ピースデポ)

原文: [www.a-ipln.org/statements/statements\\_view/APLN\\_Statement\\_on\\_the\\_Ban\\_Treaty](http://www.a-ipln.org/statements/statements_view/APLN_Statement_on_the_Ban_Treaty)

署名者(全50名): ラメシュ・タクル(共同呼びかけ人)/ムン・チュンイン(共同呼びかけ人)/ギャレス・エバンス(顧問・名誉呼びかけ人)/阿部信泰(日本原子力委員会委員)/ハスミー・アガム(マレーシア人権委員会議長)/メリ・カバレロ・アンソニー(比、ナンヤン工科大学S・ラジャラトナム国際学部非伝統的安全保障研究センター長)/ジョン・カールソン(豪、核脅威イニシアティブ顧問)/チェン・ドンシャオ(中国、上海国際問題研究所長)/チョン・ヨンウ(韓国、韓半島未来フォーラム議長)/アン・マリー・L・コロミナス(比、大統領府テロ対策協議会計画立案センター法律国際関係局長)/ジャヤンタ・ダナパラ(スリランカ、バグウォッシュ会議代表)/道傳愛子(NHK解説委員)/トレバー・フィンドレイ(豪、メルボルン大学シニア研究フェロー)/藤原一(東京大学教授)/船橋洋一(日本再建イニシアティブ財団理事長)/マリアン・ハンソン(豪、クイーンズランド大学教授)/ピーター・ヘイズ(豪、ノーチラス研究所所長)/ロバート・ヒル(豪州元国防大臣)/ペルベス・フードボイ(パキスタン、フォーマン基督教大学教授)/ラジマー・フセイン(マレーシア元駐米大使)/ファン・ヨンス(韓国原子力研究所主任研究員)/ジェハンギール・カラマト(元パキスタン統合参謀本部議長)/マイケル・キルビー(豪、元・国連人権委DPRK調査委員会委員長)/サワニット・コンシリ(タイ赤十字社・渉外担当事務局次長)/キョレ・マブバニ(シンガポール国立大学リークワンユー公共政策部長)/ラリット・マンシン(インド元外相)/アブドゥル・ハミード・ナヤール(パキスタン、持続可能な開発政策研究所上級研究フェロー)/ニャモソー・トゥヤ(元モンゴル外相)/ジェフリー・パルマー(元ニュージーランド首相)/H・M・G・S・パリハッカ(元スリランカ外務長官)/パン・ゼンキアン(中国改革フォーラム上級アドバイザー)/ディメーシャ・パンディタラトネ(スリランカ、ラクシュマン・カディルガマル研究所所長)/デービッド・パイン(元ニュージーランド在マレーシア高等弁務官)/ウィリョノ・サストロハンドヨ(インドネシア元大使)/マンブリート・セシ(印、空軍研究センター上級フェロー)/シェン・ディンリ(中国、復旦大学国際研究所副所長)/ラケシュ・スード(元インド軍縮大使)/カルロス・ソレタ(元フィリピン駐米大使)/鈴木達治郎(長崎大学核兵器廃絶研究センター長)/タ・ミン・トゥアン(ベトナム外交アカデミー客員教授)/サディア・タスリム(パキスタン、クエド・イ・アザム大学防衛戦略研究学部講師)/ジョン・タイルマン(豪、APLN研究所長)/トン・ヌ・ティ・ミン(越、ホーチミン市平和開発基金代表)/シャシ・チャギ(元インド空軍司令官)/アルン・ビシュワナタン(印、サヴィトリバイ・プル・プナ大学准教授)/ヴォー・ヴァン・トゥアン(ベトナム原子力エネルギー研究所上級専門アドバイザー)/梅林宏道(長崎大学客員教授)/アンゲラ・ウッドワード(ニュージーランド、カンタベリー大学次席上級フェロー)/湯崎英彦(広島県知事)/ツァオ・トン(中国、カーネギー清華グローバル政策センター・アソシエート)



# 禁止条約、北朝鮮、安全の保証—— NPT再検討会議準備委員会の議論から

## 禁止条約とNPTの関係を巡って

2020年NPT再検討会議第1回準備委員会(5月2～12日)では、禁止条約に対する賛成もしくは反対の意見が多く、国から示されたが、見解が詳細に展開され、深い議論が行われることはなかった。禁止条約に反対する核兵器国・英国など、全く言及しないことによって禁止条約反対の意思を示しているとみられる国もあった。そのような中で、禁止条約とNPTとの関係を巡っては、両極的な見解が示された。

禁止条約を主導したブラジルは、同条約はNPT第6条(核軍縮の誠実な交渉)の履行を強化し、補完するものだとして主張した。これに対して、禁止条約反対の核兵器国ロシアは、クラスター1(核軍縮)における発言(下記資料)で、NPTで核兵器国の核保有が合法とされている以上、禁止条約によってこれが違法とされればNPTが危機にさらされると次のように主張した。「近い将来、我々は同じ国が核兵器の地位に関して相互に排他的な条項をもつ2つの国際条約の加盟国となる状況に直面するかもしれない。ある国が逆の立場からいかに熱心に我々を説得しようとしても、そのような衝突はNPTの統合性と生存力を不可避的に危険にさらすだろう。」これは、禁止条約に参加することなど考えていない立場からの牽強付会な議論である。

これに対して、禁止条約主導国のアイルランドは一般討論の中で次のように反論した。「NPTの起草者たちは、自分たちの仕事は終わっておらず、核軍縮に関する効果的な手段がこれから苦心して作り上げられる必要があると考えていた。このことは交渉の歴史の記録と条約第6条それ自身から明らかである。ここから生まれる勢いが、アイルランド代表団が国連で取り組んで

いる、核兵器を禁止し完全廃棄に導くための条約の交渉という仕事に活気を与えている。」このように、主導国は核兵器禁止条約をNPTと補完関係におくように苦心しており、核兵器国は両者は矛盾すると主張したのであった。

## 「核はどこにあっても違法」という規範

準備委員会で行われていた北朝鮮核問題に関する議論で参加国が一貫して北朝鮮に求めたのは国連安保理決議の遵守、NPTへの復帰、そしてIAEA保障措置の受け入れ、つまり「北朝鮮は国際ルールを守れ」ということに尽きる。これはイラン核合意やシリアの保障措置協定を巡っても繰り返し語られたことである。

明確となったのは、多くの国連加盟国による締約が期待される核兵器禁止条約という国際ルールが新たにできることの意義であった。CTBTが未発効であるという状況の中にあっても、北朝鮮以外の核実験を止めているように、「禁止条約」は、「核兵器は誰が持っても、どこにあっても違法である」というシンプルかつ明快な規範を明らかにすることによって、全ての国に核兵器の開発、製造、保有、使用、援助、配備などをためらわせる力となることが期待できる。

一方、準備委員会では注目すべき発言もあった。禁止条約交渉を求める国連総会決議に棄権し、交渉に参加しなかった中国が、「非核兵器国が無条件の法的拘束力のある安全保証を獲得することは普遍的な要求であり、中国はその要求の早期実現を希望し、国際社会とともにその目標に向かって努力する所存である」と発言したことである。これは非核兵器地帯の重要な原則であり、地帯設立を後押しする見解である。(山口大輔)㊦

### [資料] クラスター1(核軍縮)での ロシア発言

ミハイル・I・ウリヤノフ大使  
ロシア連邦代表団長

2017年5月5日  
国連ウィーン

(前略)

核兵器保有国は核兵器禁止交渉に参加を控えていることに対する非難を浴びている。しかし、このアプローチにはしっかりとした理由がある。交渉プロセスの主導者たちはそもそも

核兵器国の参加を期待しないようなやり方で交渉を準備した。説明させてほしい。この交渉のために設定された目的——核兵器の法的禁止とその廃棄に合意すること——は2010年の行動計画を含むNPTの枠組み内で到達したこれまでの合意と相容れない。(略)

NPTによれば5核兵器国による核兵器の保有は合法だ。私たちが理解する限り新しい条約は核兵器を違法化しようとしている。その結果、近い将来、我々は同じ国が核兵器の地位に関し

て相互に排他的な条項をもつ2つの国際条約の加盟国となる状況に直面するかもしれない。逆の立場からいかに熱心に私たちを説得しようとする者があったとしても、そのような衝突はNPTの統合性と存立を不可避的に危険にさらすだろう。(後略)

(訳：ピースデポ)

原文：  
<http://statements.unmeetings.org/media2/14684470/russian-english-cluster-1-new.pdf>



# 玉虫色の学術会議声明

## 科学者間に意見の相違も

九州大学名誉教授 中山 正敏

### 1.はじめに

2015年度から発足した防衛省の「安全保障技術研究推進制度」(安保研究推進制度)をきっかけとして、日本学術会議は軍と科学研究との関係について再検討を行い、17年3月に新たな「軍事的安全保障に関する声明」(9ページ資料)を決定した。この声明は、1950年、67年の「戦争を目的とする科学の研究には絶対にしがわなない」という趣旨の声明を承継するもので、学者の良識を示したものとして評価されている。しかし、少し踏み込んでみると、問題はそう簡単ではない。なお望月衣塑子(「世界」6月号)、小沼通二(「科学」6月号)各氏の論考を参照されたい。

### 2.声明までの経緯

今回の再検討の起こりは、16年4月の総会における大西隆会長の「大学などの研究者が、自衛目的の研究をすることは許容されるべきだ」という趣旨の私見発言であった。同年6月に杉田敦法政大学教授を委員長とする検討委員会が設置され、委員会には多くの研究者や団体から意見が寄せられた。丁寧な議論を重ね、市民を含めた公開フォーラムを開くなどして、3月7日に声明案が作られて公開され、3月24日に会長、部会長を含む幹事会で決定された。

このような重大事項を総会で決定しなかったのは、奇異である。検討委の議論の大勢は軍事研究の拒否であったが、会長の意見、また小松利光検討委員(九州大学名誉教授)の「外の脅威には自衛力を高めるべきで、研究者も身綺麗ではすまされない」という意見などがあった。隠れ容認派もあるので、50年代のように総会では可決されない恐れ(本誌16年11月15日号の小文参照)があり、妥協の措置であったと思われる。

総会では「声明」が紹介され、9人の会員が意見を述べた。反対は小松会員1人で、「自衛についての議論が不足している。安全保障あってこそその学問の自由だ。国民の生命・財産の確保に無責任と思われる」という持論による。他の8人は声明を支持した。羽場久美子会員は、「科学者は戦争をより残酷なものにしてきた。研究資金の議論はプラグマティックであり、思想性に欠ける」と指摘した。アジアの現状についても、「北朝鮮のミサイルを地対空ミサイルで迎撃するのは戦

争を拡大する」という趣旨の発言があり、産経新聞はこれを「浮世離れしている」と論評した。討論の最後に「会長は、声明を守ってください」という野次が飛び、会長は「守ります」と応じたという。

### 3.声明の内容

しかし声明文の中身は、玉虫色である。まずタイトルは、ずばり「軍事研究への不参加」ではない。大西会長は、「防衛省は軍事研究という言葉を使っていない」と言い続けた。声明文では、「軍事的手段による安全保障にかかわる研究」が、「学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」(強調は筆者による)と認識して、過去の声明を承継するとしている。

声明は安保研究推進制度について、「明確な目的に沿って公募・審査が行われ」、「内部の職員が研究の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しい」と述べたうえで、「(制約のない)民生分野への研究資金の一層の充実」を求めている。さらに、いわゆるデュアルユースの問題を指摘し、「(転用の)可能性のある研究について」、「技術的・倫理的に審査をする制度を設ける」ことを、大学などの研究機関に提言している。

これらの見解は妥当と思われるが、総体として例えば防衛省資金への応募を禁止するものではない。むしろ、しかるべき手順を踏めば応募してもよい、と読むことができる。豊橋科学技術大学の学長である大西氏は、「国民の90%が防衛装備の現状維持、さらには向上を求めている」のだから、「応募をしてもよい」という見解である(日経ビジネス電子版、17年4月11日のインタビュー)。ただし、「競争的研究資金(約4千億円)の中で、防衛省の予算(増加しても110億円)は少額なので、民生部門の研究からの転用が考えられるべきで、学術会議の議論はその点についてまだ不十分だ」としている。

### 4.各大学の反応

もちろん、多くの大学は「大西路線」ではない。新潟大、琉球大では、行動規範として軍事研究を行わない、としている。安保研究推進制度についてのNHKアンケートによれば、「応募を認める」が東京農工大の1大学、「応募を認めない」が九



大、東大、早大など16大学、「審査を行った上で判断する」が熊本大や大阪府立大など15大学である。東京農工大は、「申請段階では明確なルール（方針・内規等）がなく、研究受入段階における外部資金等受入審査会において、研究内容に応じた必要な審議・審査を行っている。申請段階での審査は今後検討する」としている。京大、東北大など47大学は、「対応は未定」としている。

九大の例では、「安全保障・軍事技術に関わる研究ファンドへの応募等について」（平成28年4月6日付け九大連企第2号通知）に基づき、役員会において審議し、総合的に判断した結果、平成29年度も引き続き本学としての申請は行わないこととなった」という通知が、4月11日付で各部署局長宛に出された。3月に声明が発出されたことが、新年度の方針の早期決定を促したと言える。

日本物理学会では、「内外を問わず軍隊と援助その他一切の協力関係を持たない」という67年年の「決議三」から50周年を記念したシンポジウムが開かれた。席上、防衛省以外にも、米軍資金や企業の軍事技術研究などが大学にも波及している状況が指摘され、企業への就職の問題点も含めた議論がなされた。そして、「学会」の公共性からも、今後も検討して行くとの結論をえた。

## 5.「声明」反対の動きも

大西氏の意見は、自衛隊が国民に支持されているという現実認識に立脚している。軍事研究

に懸念を持つ意見表明が多い中で、最近ネットでは、「防衛研究推進を求める自由市民の会」により声明の撤回を求める署名運動がなされており、すでに3千を超える署名が学術会議に提出されている。筑波大学新聞のアンケートでは、応募について理系学生の42%が賛成、22%が反対なので、応募の禁止は学問の自由の侵害だと非難している。また、安全保障面からの必要性、企業との秘密条項を含んだ研究協力を行っている大学の現実を指摘している。

これらに対して、「声明」が十分に答えてはいないことは、杉田委員長も認めている。物理学会のシンポジウムでは、吉岡斉九州大学教授が、戦後の反省・ヴェトナム戦争反対に代る大義として、アジアの包括的軍縮の一環としての軍事研究の縮減を目指す必要があると述べた。韓国での北朝鮮、中国に対して柔軟な外交路線の新大統領の誕生のように、アジアのほとんどの国では、中国包囲政策を取っていない。

前稿でも指摘したように、軍事研究の問題は、学者の中だけで閉じるのではなく、広く市民の立場から考えねばならない。「声明」では、軍事的でない手段による安全保障研究は容認されていることになるが、経済制裁や社会的圧力などの研究は野放しで良いのだろうか？ 総会で片田範子会員は、「声明は人間の安全保障に触れていない」と指摘した。⑭

### 〔資料〕

平成29年(2017年)3月24日  
第243回幹事会

### 軍事的安全保障研究に関する声明

#### 日本学術会議

日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応

えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」(2015年度発足)では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まず

は研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。

出典: [www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-s243.pdf](http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-s243.pdf)

# 日誌

2017.5.21~6.5

作成:有銘佑理、山口大輔

CD=ジュネーブ軍縮会議/CEO=最高経営責任者/ DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)/ G7=主要7か国/ ICBM=大陸間弾道ミサイル/ IS=「イスラム国」/ PKO=(国連)平和維持活動/ WH=ウェスチングハウス

- 5月21日 DPRK、中距離弾道ミサイル「北極星2」の発射に成功と報ずる。金正恩朝鮮労働党委員長は量産を指示。
- 5月21日 2050年までの脱原発を問うスイス国民投票。賛成58.2%、反対41.8%。
- 5月22日 国連・核兵器禁止条約交渉会議 ホワイト議長が条約案を提示。前文でヒパクシャの苦しみに留意すると言及。(本号参照)
- 5月23日付 インドが新たに10基(700万kW)の原発建設を決定。現在22基(678万kW)が稼働中、670万kW分が建設中。
- 5月23日 DPRK、最近のミサイル実験は自衛目的の正当な行為であり国際法に違反しないとCDで主張。
- 5月24日 東芝子会社で経営破たんした米WHグティエレス暫定CEO、米南部で進行中の原発4基からの撤退方針を明らかに。
- 5月27日 南スーダンPKO派遣の陸自施設部隊・約350人のうち、最後の40人が帰国。
- 5月27日 イタオルミナでのG7首脳会議が閉幕。共同声明でDPRKに核・ミサイル放棄を求め、制裁強化を示唆。
- 5月28日付 DPRK、新型対空迎撃ミサイル発射実験に成功と発表。金正恩委員長は量産を指示。
- 5月29日 DPRKが東部元山から短距離弾道ミサイル1発を発射。450km飛行し日本海に落下。
- 5月30日 朝鮮中央通信、前日のミサイル発射は精密誘導システムを使ったと報じる。
- 5月30日 楊・中国国務委員(外交統括)が岸田外相と都内で会談し、朝鮮半島問題は武力ではなく外交的に解決すべきと主張。
- 5月30日 米国防省、加州バンデンバーグ基地から地上配備型迎撃ミサイルでICBMの迎撃実験に成功したと発表。
- 5月30日 米電力大手エクセロン、コスト競争力の低下でスリーマイル島原発を19年に閉鎖することを決定。
- 5月31日 露海軍、シリア・パルミラのIS拠

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場  
アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を  
join-abolition-japan.dl.ny@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

ピースデポ・ワーキングペーパー No.3J  
D.P.R.K.の核兵器運搬手段 梅林宏道

★北朝鮮ミサイル問題の  
便利な基礎資料★

以下のサイトからダウンロードできます。製本版(300円、送料別)をご希望の方は事務局にご連絡ください。www.peacedepot.org/publish/workingpaper/

「よこはま夢ファンド」を活用してピースデポにご寄付を！  
税金が還付されます。詳しくは www.peacedepot.org/joinus/donate/dream/

- 点に向け地中海上の艦船から巡航ミサイル4発を発射し命中と発表。
- 6月1日付 5月25、26日に北京で中国政府高官が米国防次官補代行と会談し、今は対話でなく圧力を強めねばと伝えたと判明。
- 6月1日 防衛省は米空母2隻を含む8隻と海自ヘリ空母「ひゅうが」を含む2隻の計10隻が日本海で共同訓練を開始と発表。
- 6月2日 プーチン露大統領、DPRKを念頭に、小国は核兵器を持つ以外に独立と安全を守る方法がないと発言。
- 6月3日 日米豪防衛相、DPRKの核問題解決のため今は対話ではなく圧力を加えるべきとの共同声明を発表。
- 6月3日 国連安保理、DPRKの核・ミサイル開発に関わる14個人と4団体の海外渡航の禁止や資産を凍結する制裁決議を採択。
- 6月3日 DPRK戦略軍、安保理制裁決議に先立ち、自国の核攻撃で Guam、ハワイ、アラスカ、米本土を一瞬で焦土化できると威嚇。
- 6月5日 空自主力戦闘機となるF35の国内組み立てで初号機が愛知県工場で公開。1機147億円で42機導入の予定。
- 6月5日 サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦、エジプトの4か国、テロ組織を支援しているとしてカタールと国交断絶。
- 5月23日 沖縄県米軍基地返還跡地サッカー場の汚染除去完了。有害物質含むドラム缶が見つかり、市が除去作業費として7,100万円投じる。政府に財政負担求める方針。
- 5月23日 米国防省、18会計年度国防予算案として前年度比約10%増の5745億ドル要求。米本国や海外の基地閉鎖再編も求める。
- 5月25日 辺野古埋め立て工事着工から1か月。護岸工事の碎石により、海中が白濁。
- 5月26日 嘉手納基地所属F15C戦闘機から部品の一部落下。離陸前点検は異常なし。重さ2.3kg、海上飛行中に落下した可能性。
- 5月27日 米海兵隊ネラー総司令官、Guam移転計画の見直しに言及。翁長知事、辺野

- 古移設含む現行の再編計画に疑問呈す。
- 5月27日 辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会総会。沖縄県へ県外土砂搬入規制の実効性を高める働きかけを行うことを確認。
- 5月29日 嘉手納基地所属米空軍兵をひき逃げ容疑で緊急逮捕。読谷村の国道で衝突事故を起こし、現場から逃走。軽傷者1名。
- 5月29日 県、沖縄防衛局へ辺野古新基地建設工事に関し岩礁破碎許可申請を求め再度行政指導。防衛局は「不要」との立場。
- 5月29日 全国港湾労組、日本港運協会へ辺野古基地建設工事用の土砂運搬拒否を求め要求書提出。違法行為への加担拒否訴え。
- 5月30日付 県、7月にも辺野古新基地建設工事差し止め求め国を提訴する方針。併せて工事停止の仮処分も申し立て。
- 5月31日 在韓米軍烏山空軍基地滑走と工事に伴い、同基地所属U2偵察機が嘉手納基地に飛来。U2偵察機4機と空軍兵約180人を一時配備。配備期間は不明。
- 5月31日 95~96年に普天間返還問題交渉に関わった元国土事務次官が作成の「下河辺淳文書」を、沖縄県公文書館が一般公開へ。
- 6月1日 辺野古新基地建設に抗議する市民ら約50人、機動隊員によりキャンプ・シュワブゲート前歩道に約1時間閉じ込め。
- 6月1日付 16年沖縄県内での一般刑法犯の起訴率18.8%。日本平和委員会調べ。
- 6月2日 キャンプ・シュワブゲート前、機動隊員が基地建設抗議者らを排除中に、市民2人が負傷し救急搬送。
- 6月3日 キャンプ・シュワブ所属米海兵隊員を酒気帯び運転容疑で現行犯逮捕。
- 6月5日 防衛省、8月にも宮古島陸自駐屯地建設着手。用地取得に向け手続きを進める。工事による地下水への悪影響が懸念。

## 今号の略語

APLN=アジア太平洋リーダーシップネットワーク  
CTBT=包括的核実験禁止条約  
IAEA=国際原子力機関  
ICJ=国際司法裁判所

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>  
荒井摂子<sarai@peacedepot.org>、山口大輔<yamaguchi@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。

核兵器  
核実験  
モニター

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

浅野美帆、荒井摂子、有銘佑理、梅林宏道、大嶋しげり、清水春乃、田巻一彦、中村和子、中山正敏、原三枝子、山口大輔、山田寿則、湯浅一郎(50音順)